

秋田労働局職業安定部職業対策課発表

令和6年12月20日

報道関係者 各位

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業対策課  
課長 佐藤 学  
地方障害者雇用担当官 竹花 一樹

電話番号 018-883-0010

## 令和6年 障害者雇用状況の集計結果

秋田労働局（局長 山本 博之）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率（P6））以上の障害者を雇うことを義務づけています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

現在、労働局、県内各ハローワークでは、法定雇用率が未達成の企業等に対し、達成に向けた指導（P7）及び雇用支援を行っています。

【集計結果の主なポイント】 ※数値が確認できる昭和63年以降を基準に表現している。

【民間企業（対象企業886社）】 [法定雇用率2.5%] ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

- ・雇用障害者数は2,997.0人（2,825.0人）、前年より6.1%（172.0人）増加
- ・実雇用率は2.49%（2.40%）、前年比0.09ポイント増加
- ・法定雇用率達成企業の割合は58.8%（64.2%）、前年比5.4ポイント減少

【公的機関】 [同2.8%、県の教育委員会2.7%] ※（ ）は前年の値

○秋田県の機関の実雇用率、雇用障害者数ともに前年を下回る

○県教育委員会、市町村の機関は雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回る

- ・秋田県の機関：雇用障害者数142.5人（146.0人）、実雇用率3.07%（3.16%）
- ・県教育委員会：雇用障害者数202.0人（194.0人）、実雇用率2.79%（2.65%）
- ・市町村の機関：雇用障害者数425.5人（398.0人）、実雇用率2.86%（2.68%）

【地方独立行政法人等】 [同2.8%] ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数、実雇用率ともに前年を下回る

- ・雇用障害者数89.5人（90.5人）、実雇用率2.63%（2.64%）

# 障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

## 1 民間企業における雇用状況

### (1)雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合【総括表1、詳細表1】

- ・ 民間企業(法定雇用率 2.5%)に雇用されている障害者の数は 2,997.0 人で、前年より 172.0 人(前年比 6.1%)増加した。
- ・ 雇用障害者で、身体障害者は 1,572.5 人(対前年比 50.5 人、3.3%増)、知的障害者は 835.5 人(同 33.5 人、4.2%増)、精神障害者は 589.0 人(同 88 人、17.6%増)となった。
- ・ 実雇用率は、2.49%、法定雇用率達成企業割合は 58.8%(達成企業数は 521 社)となった。

### (2)産業別の状況【詳細表3】

- ・ 雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸、郵便業」、「卸売、小売業」、「金融、保険業」、「不動産業・物品賃貸業」、「宿泊飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業」において増加したが、「学術、研究、専門・技術サービス業」以外の業種では減少した。
- ・ 実雇用率は、「卸売・小売業」(2.87%)、「医療、福祉」(2.51%)、「サービス業」(2.51%)が法定雇用率以上となっている。

### (3)企業規模別の状況【詳細表2】

- ・ 雇用されている障害者の数は、500 人～1,000 人未満規模企業は 254.0 人(前年は 257.0 人)と前年より減少したものの、40.0 人～100 人未満規模企業は 734.5 人(前年は 673.0 人)、100 人～300 人未満規模企業は 945.5 人(前年は 885.5 人)、300 人～500 人未満規模企業は 323.0 人(前年は 317.0 人)、1,000 人以上規模企業は 740.0 人(前年は 692.5 人)と、前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、40.0 人～100 人未満規模企業は 2.02%(前年は 2.03%)で前年を下回ったが、100 人～300 人未満規模企業は 2.39%(前年は 2.26%)、300 人～500 人未満規模企業は 2.42%(前年は 2.39%)、500 人～1,000 人未満規模企業は 2.89%(前年は 2.71%)、1,000 人以上規模企業は 3.29%(前年は 3.08%)と、前年を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0 人～100 人未満規模企業で 57.7%(前年は 61.9%)、100 人～300 人未満規模企業において 60.2%(前年は 65.7%)、300 人～500 人未満規模企業で 54.3%(前年は 71.4%)、500 人～1,000 人未満規模企業で 78.6%(前年は 86.7%)、1,000 人以上規模企業で 85.7%(前年は 100.0%)と全ての企業規模で前年を下回った。

### (4)法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和6年の法定雇用率未達成企業は 365 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業が、283 社と 77.5%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が 219 社と未達成企業に占める割合は、60.0%となっている。

## 2 公的機関における在職状況

### (1) 県の機関(法定雇用率 2.8%) 【総括表2(1)、詳細表8、9】

- ・ 秋田県の機関に在職している障害者の数は 142.5 人(前年 146.0 人)、実雇用率は 3.07%(前年 3.16%)となり、在職する障害者、実雇用率ともに前年を下回ったものの、秋田県の3機関は法定雇用率を達成した。

### (2) 県の教育委員会(法定雇用率 2.7%) 【総括表2(2)、詳細表8、9】

- ・ 秋田県の教育委員会に在職している障害者の数は 202.0 人(前年 194.0 人)、実雇用率は、2.79%(前年 2.65%)となり、前年を上回った。  
秋田県教育委員会は法定雇用率を達成した。

### (3) 市町村の機関(法定雇用率 2.8%) 【総括表2(3)、詳細表9、10】

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の数は 425.5 人(前年 398.0 人)、実雇用率は、2.86%(前年 2.68%)となった。  
市町村の機関は 46 機関中 40 機関が法定雇用率を達成した。

## 3 地方独立行政法人等における雇用状況 【総括表3、詳細表10】

- ・ 地方独立行政法人等(法定雇用率 2.8%)に雇用されている障害者の数は 89.5 人(前年 90.5 人)、実雇用率は、2.63%(前年 2.64%)となり、在職する障害者、実雇用率ともに前年を下回った。  
地方独立行政法人等は7機関中4機関が法定雇用率を達成した。

## 総括表

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合
秋田県	120,531.5 人 (117,636.5 人)	2,997.0 人 (2,825.0 人)	2.49% (2.40%)	521 / 886 (521 / 811)	58.8% (64.2%)
全国	28,162,399.0 人 (27,523,661.0 人)	677,461.5 人 (642,178 人)	2.41% (2.33%)	53,875 / 117,239 (54,239 / 108,202)	46.0% (50.1%)

### 2 公的機関における在職状況

#### (1) 秋田県の機関(法定雇用率 2.8%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
秋田県知事部局	4,144.5 人 (4,126.5 人)	125.0 人 (128.5 人)	3.02% (3.11%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
秋田県警察本部	377.5 人 (379.5 人)	13.5 人 (13.5 人)	3.58% (3.56%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
秋田県公営企業	119.0 人 (120.0 人)	4.0 人 (4.0 人)	3.36% (3.33%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
合計	4,641.0 人 (4,626.0 人)	142.5 人 (146.0 人)	3.07% (3.16%)	3 / 3 (3 / 3)	100.0% (100.0%)

#### (2) 秋田県の教育委員会(法定雇用率 2.7%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
秋田県教育委員会	7,236.0 人 (7,307.0 人)	202.0 人 (194.0 人)	2.79% (2.65%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)

#### (3) 市町村の機関(法定雇用率 2.8%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
市町村の機関(*1)	14,868.5 人 (14,841.0 人)	425.5 人 (398.0 人)	2.86% (2.68%)	40 / 46 (44 / 46)	87.0% (95.7%)

(\*1) 市町村の機関は上記(2)の秋田県の教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

### 3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.8%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
地方独立行政法人等(*2)	1,733.5 人 (1,733.0 人)	46.5 人 (44.5 人)	2.68% (2.57%)	4 / 6 (5 / 6)	66.7% (83.3%)
独立行政法人等(*2)	1,670.5 人 (1,698.0 人)	43.0 人 (46.0 人)	2.57% (2.71%)	0 / 1 (1 / 1)	0.0% (100.0%)
合計	3,404.0 人 (3,431.0 人)	89.5 人 (90.5 人)	2.63% (2.64%)	4 / 7 (6 / 7)	57.1% (85.7%)

(\*2)「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

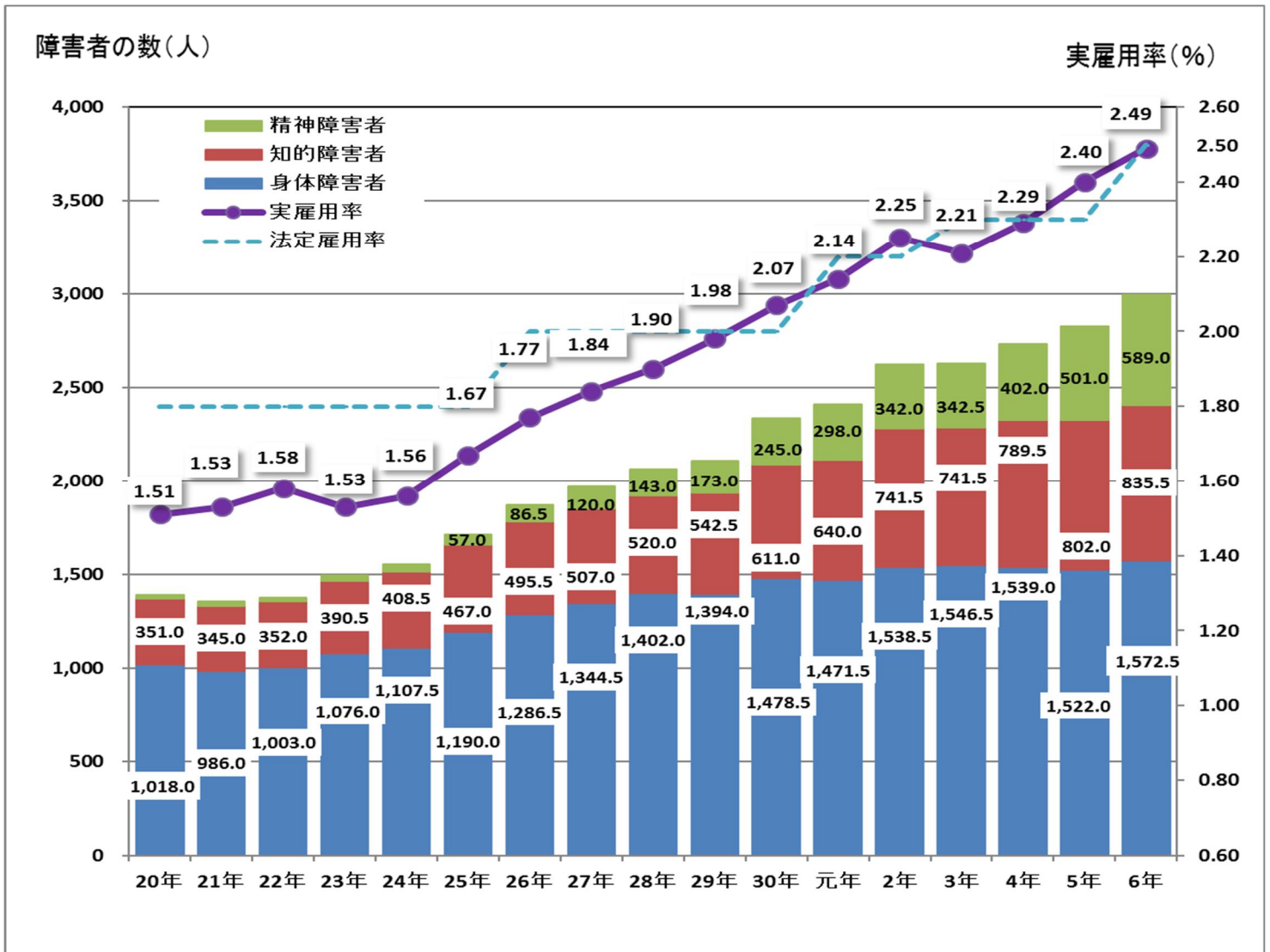
2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 下段の( )内は、令和5年6月1日現在の数値である。

## 4 民間企業における障害者の雇用状況の推移



### 注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしていた。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

## ◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 5%
  - (40.0人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 8%
  - 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8%
- (36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7%
- (37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

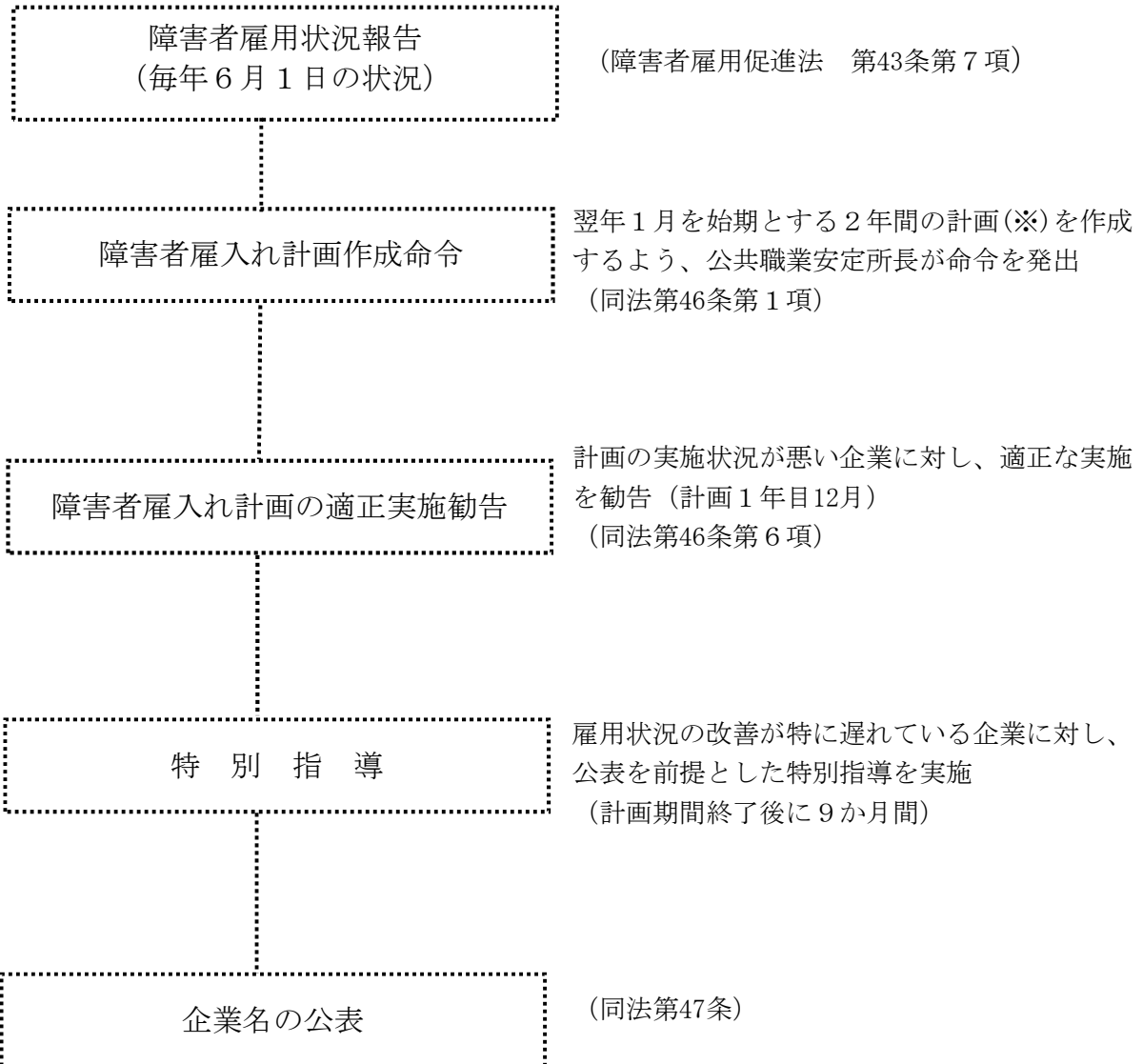
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

## ◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



注：不足数の特に多い企業等については、当該企業の幹部に対し、労働局幹部による直接指導も実施している。

※「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準について

- ①「実雇用率が著しく低く、かつ不足数が多い企業」  
→実雇用率が前年の全国平均値未満、かつ不足数が5人以上の場合
- ②「不足数が多い企業」  
→実雇用率に関係なく、不足数が10人以上の場合
- ③「中小規模企業で1人も雇用していない企業」  
→雇用義務3人又は4人の企業であって雇用障害者数0人（実雇用率0%）の場合





# 令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

## <目次>

### 1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況	3
(4) 民間企業における雇用状況の推移	4
(参考) 民間企業における障害者実雇用率・達成企業割合グラフ	5
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	6
(6) 県内実雇用率上位企業	6
(7) 都道府県別実雇用率等の状況	7

### 2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関の状況(法定雇用率2.8%)	8
(2) 県の教育委員会の状況(法定雇用率2.7%)	8
(3) 市町村の機関の状況(法定雇用率2.8%)	8

### 3. 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況(法定雇用率2.8%)	9
(2) 県の教育委員会の状況(法定雇用率2.7%)	9
(3) 市町村の機関の状況(法定雇用率2.8%)	9~10
(4) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.8%)	10



# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+D×0.5+E×0.5 (注2) G. うち新規雇用分(注4)				
秋田県	企業 886 (811)	人 120,531.5 (117,636.5)	人 429 (415)	人 96 (102)	人 1,803 (1,693)	人 409 (400)	人 71 (-)	人 2,997.0 (2,825.0)	人 300.5 (329.0)	% 2.49 (2.40)	企業 521 (521)	% 58.8 (64.2)
全国	企業 117,239 (108,202)	人 28,162,399.0 (27,523,661.0)	人 130,135 (127,318)	人 17,509 (17,553)	人 372,906 (350,061)	人 39,558 (39,856)	人 13,995 (-)	人 677,461.5 (642,178.0)	人 71,875.5 (63,557.5)	% 2.41 (2.33)	企業 53,875 (54,239)	% 46.0 (50.1)

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+d×0.5+e×0.5 (注2)(注3) g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+d×0.5+e×0.5 (注2)(注3) g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3) g. うち新規雇用分(注5)			
秋田県	人 2,997.0 (2,825.0)	人 376 (364)	人 84 (85)	人 660 (646)	人 127 (126)	人 26 (-)	人 1,572.5 (1,522.0)	人 121.0 (157.0)	人 53 (51)	人 12 (17)	人 575 (546)	人 282 (274)	人 3 (-)	人 835.5 (802.0)	人 66.5 (68.0)	人 390 (330)	人 178 (171)	人 42 (-)	人 589.0 (501.0)	人 113.0 (104.0)
全国	人 677,461.5 (642,178.0)	人 107,220 (104,794)	人 13,040 (13,119)	人 130,667 (128,976)	人 16,593 (16,949)	人 5,011 (-)	人 368,949.0 (360,157.5)	人 26,889.0 (24,664.5)	人 22,915 (25,524)	人 4,469 (4,434)	人 95,510 (90,797)	人 22,965 (22,907)	人 1,008 (-)	人 157,795.5 (151,722.5)	人 14,456.0 (13,574.0)	人 109,827 (96,222)	人 36,902 (34,076)	人 7,976 (-)	人 150,717.0 (130,298.0)	人 30,530.5 (25,319.0)

#### [1 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。  
ただし、C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5

#### [1 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のa c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のb d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+D×0.5+E×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注6)	実雇用率 F÷②×100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
規模計	企業 886 (811)	120,531.5 (117,636.5)	429 (415)	96 (102)	1,803 (1,693)	409 (400)	71 -	2,997.0 (2,825.0)	300.5 (329.0)	2.49 (2.40)	521 (521)	58.8 (64.2)
40.0~100人未満	企業 584 (512)	36,279.5 (33,211.0)	111 (101)	23 (30)	453 (407)	65 (68)	8 -	734.5 (673.0)	75.5 (87.5)	2.02 (2.03)	337 (317)	57.7 (61.9)
100~300人未満	企業 246 (242)	39,616.0 (39,208.0)	156 (152)	19 (20)	572 (532)	67 (59)	18 -	945.5 (885.5)	106.5 (116.0)	2.39 (2.26)	148 (159)	60.2 (65.7)
300~500人未満	企業 35 (35)	13,340.0 (13,236.5)	52 (49)	6 (7)	186 (185)	49 (54)	5 -	323.0 (317.0)	33.5 (36.0)	2.42 (2.39)	19 (25)	54.3 (71.4)
500~1000人未満	企業 14 (15)	8,777.0 (9,468.0)	36 (38)	9 (9)	151 (158)	32 (28)	12 -	254.0 (257.0)	12.5 (24.0)	2.89 (2.71)	11 (13)	78.6 (86.7)
1000人以上	企業 7 (7)	22,519.0 (22,513.0)	74 (75)	39 (36)	441 (411)	196 (191)	28 -	740.0 (692.5)	72.5 (65.5)	3.29 (3.08)	6 (7)	85.7 (100.0)

注1 1(1)①の表と同じ

注2 企業規模について、令和6年からは40.0人以上規模、前年度は43.5人以上規模が報告義務の対象になっている。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5+e×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5+e×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注6)
規模計	2,997.0 (2,825.0)	376 (364)	84 (85)	660 (646)	127 (126)	26 -	1,572.5 (1,522.0)	121.0	53 (51)	12 (17)	575 (546)	282 (274)	3 -	835.5 (802.0)	66.5	390 (330)	178 (171)	42 -	589.0 (501.0)	113.0
40.0~100人未満	734.5 (673.0)	98 (89)	20 (26)	199 (182)	26 (25)	4 -	430.0 (398.5)		13 (12)	3 (4)	113 (108)	39 (43)	0 -	161.5 (157.5)		105 (85)	36 (32)	4 -	143.0 (117.0)	
100~300人未満	945.5 (885.5)	135 (131)	15 (13)	204 (206)	25 (21)	7 -	505.0 (491.5)		21 (21)	4 (7)	180 (171)	42 (38)	2 -	248.0 (239.0)		143 (112)	45 (43)	9 -	192.5 (155.0)	
300~500人未満	323.0 (317.0)	48 (48)	6 (6)	76 (72)	15 (22)	1 -	186.0 (185.0)		4 (1)	0 (1)	58 (59)	34 (32)	0 -	83.0 (78.0)		32 (35)	20 (19)	4 -	54.0 (54.0)	
500~1000人未満	254.0 (257.0)	29 (29)	8 (8)	54 (60)	10 (8)	5 -	127.5 (130.0)		7 (9)	1 (1)	63 (60)	22 (20)	0 -	89.0 (89.0)		20 (23)	14 (15)	7 -	37.5 (38.0)	
1000人以上	740.0 (692.5)	66 (67)	35 (32)	127 (126)	51 (50)	9 -	324.0 (317.0)		8 (8)	4 (4)	161 (148)	145 (141)	1 -	254.0 (238.5)		90 (75)	63 (62)	18 -	162.0 (137.0)	

注 1(1)②の表と同じ

## (3) 産業別の雇用状況

産 業	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労 働者数(注1)	③障害者の数							④ 実雇用率 F÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者(注3)	B. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者である 短時間労 働者 (注3)	C. 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精 神障害者 (注3)	D. 重度以外 の身体障 害者及び 知的障 害者であ る短時間 労働者 (注3)	E. 重度身 体障害者、 重度知的 障害者、 精神障 害者であ る特定短 時間 労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+D ×0.5+E× 0.5(注2)	G. うち新規 雇用分 (注4)			
農・林・漁業	10 (10)	766.5 (698.0)	1 (2)	0 (0)	9 (11)	0 (0)	0 (0)	11.0 (15.0)	0.0 (1.0)	1.44 (2.15)	5 (9)	50.0 (90.0)
鉱・採石・砂 利採取業	1 (1)	68.5 (71.5)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0.0 (2.0)	0.0 (0.0)	0.00 (2.80)	0 (1)	0.0 (100.0)
建設業	66 (55)	4,284.5 (3,751.0)	22 (16)	0 (1)	49 (43)	3 (0)	0 (0)	94.5 (76.0)	13.0 (5.0)	2.21 (2.03)	42 (37)	63.6 (67.3)
製造業	226 (208)	30,008.0 (29,037.0)	130 (121)	6 (8)	467 (429)	31 (31)	0 (0)	748.5 (694.5)	79.0 (94.5)	2.49 (2.39)	150 (148)	66.4 (71.2)
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	3 (2)	169.0 (130.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	17 (16)	1,839.0 (1,816.5)	5 (6)	2 (1)	15 (13)	1 (0)	0 (0)	27.5 (26.0)	2.5 (4.0)	1.50 (1.43)	5 (7)	29.4 (43.8)
運輸・郵便業	42 (36)	3,508.5 (3,240.5)	18 (18)	2 (0)	42 (36)	1 (2)	1 (0)	81.0 (73.0)	6.5 (5.5)	2.31 (2.25)	23 (23)	54.8 (63.9)
卸売・小売業	115 (100)	25,565.5 (25,176.0)	72 (75)	40 (40)	415 (404)	232 (231)	36 (0)	733.0 (709.5)	43.0 (50.0)	2.87 (2.82)	55 (55)	47.8 (55.0)
金融・保険業	8 (7)	3,227.0 (3,293.5)	14 (15)	2 (2)	40 (37)	1 (0)	1 (0)	71.0 (69.0)	8.0 (11.0)	2.20 (2.10)	3 (4)	37.5 (57.1)
不動産・物品 賃貸業	15 (15)	1,292.5 (1,240.5)	2 (1)	0 (0)	17 (14)	0 (0)	1 (0)	21.5 (16.0)	5.0 (0.0)	1.66 (1.29)	7 (7)	46.7 (46.7)
学術研究、専 門・技術サー ビス業	14 (14)	1,004.5 (1,029.0)	2 (3)	0 (0)	11 (9)	0 (0)	0 (0)	15.0 (15.0)	2.0 (2.0)	1.49 (1.46)	8 (7)	57.1 (50.0)
宿泊・飲食 サービス業	25 (24)	2,456.5 (2,378.0)	4 (4)	2 (4)	37 (33)	19 (17)	0 (0)	56.5 (53.5)	11.0 (8.0)	2.30 (2.25)	16 (17)	64.0 (70.8)
生活関連サー ビス・娯楽業	24 (23)	2,785.5 (2,783.0)	3 (3)	3 (2)	45 (42)	13 (13)	4 (0)	62.5 (56.5)	8.0 (8.0)	2.24 (2.03)	12 (13)	50.0 (56.5)
教育・学習支 援業	9 (9)	698.5 (728.0)	0 (0)	1 (1)	7 (8)	1 (1)	1 (0)	9.0 (9.5)	1.0 (0.0)	1.29 (1.30)	3 (3)	33.3 (33.3)
医療・福祉	231 (221)	31,422.0 (31,101.5)	108 (107)	28 (33)	496 (468)	83 (82)	17 (0)	790.0 (756.0)	84.5 (108.5)	2.51 (2.43)	147 (145)	63.6 (65.6)
複合サービス 事業	18 (17)	4,117.5 (4,267.5)	19 (21)	3 (4)	49 (47)	4 (4)	0 (0)	92.0 (95.0)	3.5 (7.5)	2.23 (2.23)	10 (12)	55.6 (70.6)
サービス業	62 (53)	7,318.0 (6,895.0)	29 (23)	7 (6)	104 (97)	20 (19)	10 (0)	184.0 (158.5)	33.5 (24.0)	2.51 (2.30)	35 (33)	56.5 (62.3)
その他	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
計	886 (811)	120,531.5 (117,636.5)	429.0 (415)	96 (102)	1,803 (1,693)	409 (400)	71 (0)	2,997.0 (2,825.0)	300.5 (329.0)	2.49 (2.40)	521 (521)	58.8 (64.2)

注 1(1)①の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

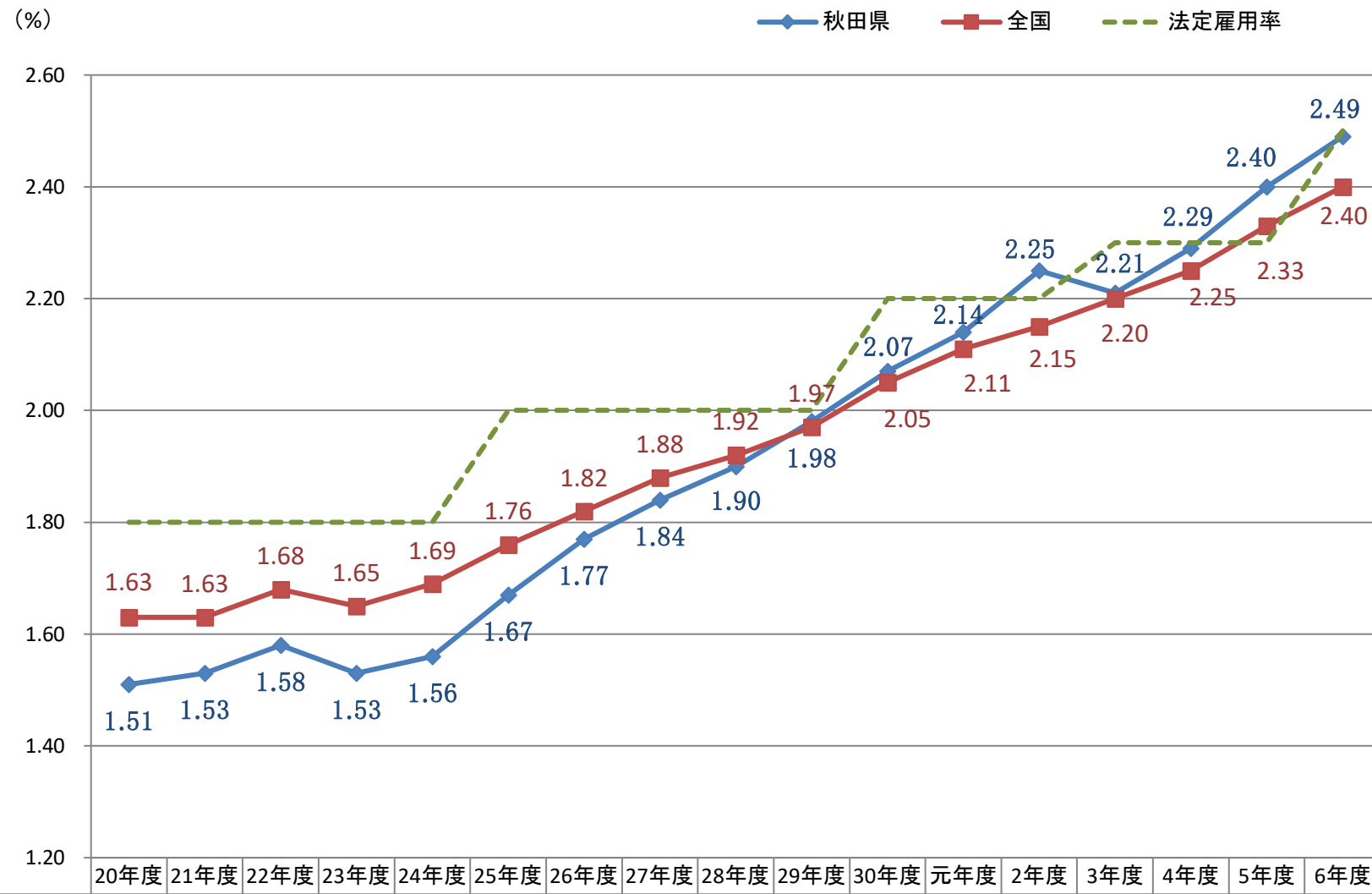
年	秋 田					全 国					法定雇用率 (%)
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)	
昭和63年	461	77,827	885	1.14	45.1	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5	1.6
平成元年	475	79,775	960	1.20	49.1	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6	↓
2年	489	83,166	1,053	1.27	51.3	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2	
3年	514	85,714	1,189	1.39	52.9	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8	
4年	533	87,886	1,220	1.39	52.0	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9	
5年	542	88,223	1,233	1.40	50.0	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4	
6年	547	88,353	1,251	1.42	49.5	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4	↓
7年	554	88,978	1,287	1.45	52.2	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6	
8年	548	88,676	1,257	1.42	51.0	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5	
9年	543	88,946	1,311	1.47	54.3	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2	
10年	525	90,160	1,335	1.48	56.6	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1	
11年	593	94,665	1,397	1.48	50.8	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7	1.8
12年	590	93,302	1,426	1.53	52.5	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3	↓
13年	576	91,775	1,416	1.54	49.7	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7	
14年	543	83,855	1,264	1.51	48.4	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5	
15年	550	83,507	1,255	1.50	49.3	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5	
16年	559	86,877	1,281	1.47	46.7	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7	
17年	550	86,738	1,273	1.47	46.7	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1	↓
18年	573	90,916	1,401	1.55	53.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4	
19年	574	91,916	1,422.0	1.55	53.5	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8	
20年	582	92,157	1,391.0	1.51	52.1	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9	
21年	564	88,342	1,354.5	1.53	51.4	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5	
22年	531	86,899	1,375.5	1.58	52.0	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0	↓
23年	569	97,607.0	1,495.0	1.53	50.8	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3	
24年	581	99,314.5	1,554.0	1.56	51.3	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	46.8	
25年	664	102,810.0	1,714.0	1.67	51.1	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7	
26年	680	105,782.0	1,868.5	1.77	55.1	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7	
27年	682	107,025.5	1,971.5	1.84	57.6	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2	↓
28年	692	108,538.5	2,065.5	1.90	57.8	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	48.8	
29年	680	106,660.0	2,109.5	1.98	61.0	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0	
30年	773	112,620.5	2,334.5	2.07	58.0	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	45.9	
令和元年	766	112,810.5	2,409.5	2.14	60.4	101,889	26,585,858.0	560,608.5	2.11	48.0	
2年	769	116,502.5	2,622.0	2.25	63.8	102,698	26,866,997.0	578,292.0	2.15	48.6	↓
3年	827	119,102.5	2,630.5	2.21	59.7	106,924	27,156,780.5	597,786.0	2.20	47.0	
4年	810	119,170.0	2,730.5	2.29	62.0	107,691	27,281,606.5	613,958.0	2.25	48.3	
5年	811	117,636.5	2,825.0	2.40	64.2	108,202	27,523,661.0	642,178.0	2.33	50.1	
6年	886	120,531.5	2,997.0	2.49	58.8	117,239	28,162,399.0	677,461.5	2.41	46.0	

詳細表4

(参考)

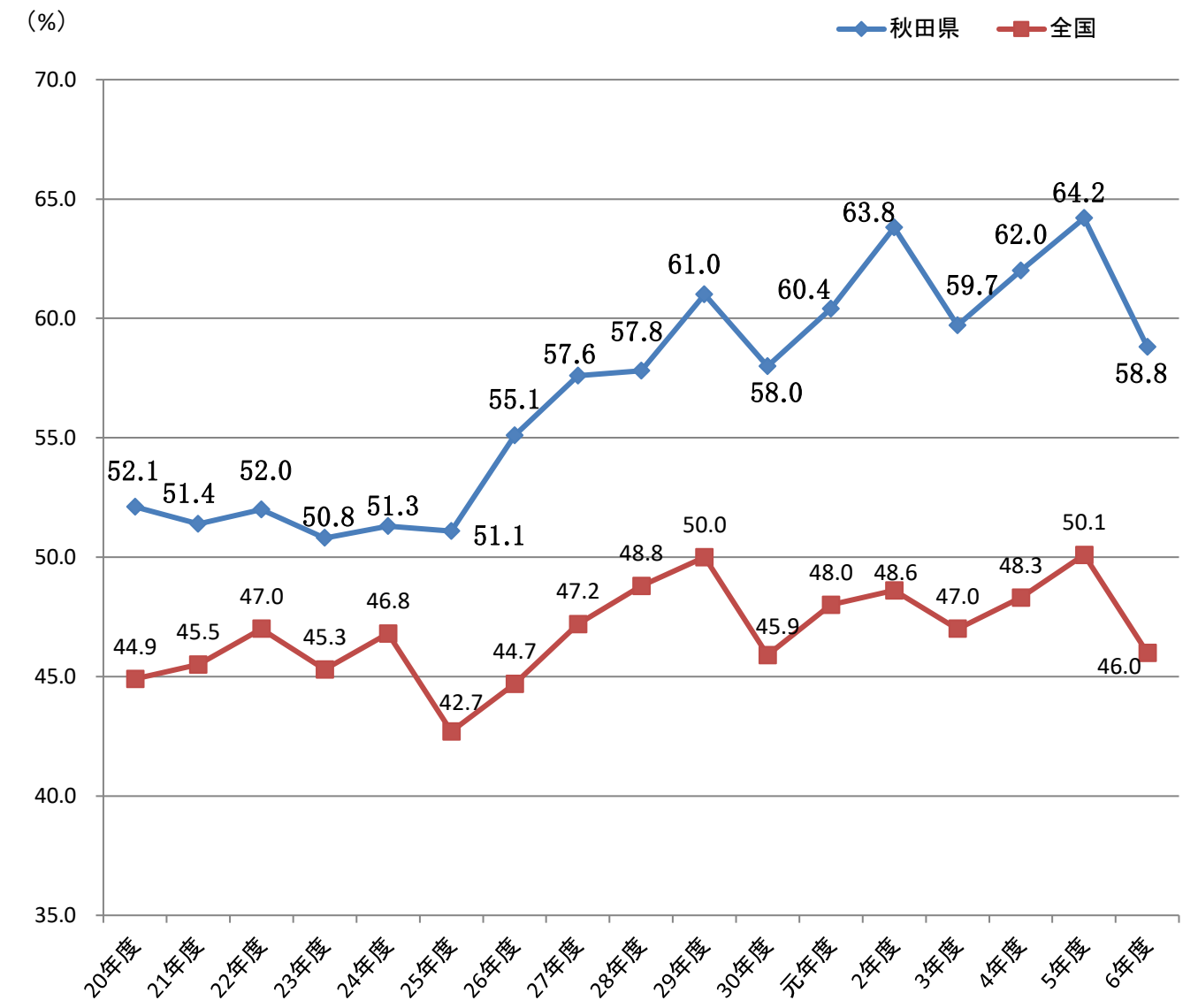
詳細表5

民間企業における障害者実雇用率



秋田県	1.51	1.53	1.58	1.53	1.56	1.67	1.77	1.84	1.90	1.98	2.07	2.14	2.25	2.21	2.29	2.40	2.49
全国	1.63	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25	2.33	2.40
法定雇用率	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.5

民間企業における法定雇用率達成企業の割合



(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

企業規模	① 法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数						③ 左のうち障害者の 数が0人である企業 数
		0.5人 又は 1人	1.5人 又は 2人	2.5人 又は 3人	3.5人 以上 4人以下	4.5人 以上 5人以下	5.5人 以上 10人以下	
規模計	365 (100.0%)	283 (77.5%)	54 (14.8%)	16 (4.4%)	7 (1.9%)	3 (0.8%)	2 (0.5%)	219 (60.0%)
40～100人 未満	247 (100.0%)	231 (93.5%)	16 (6.5%)	0 -	- -	- -	- -	206 (83.4%)
100～300人 未満	98 (100.0%)	48 (49.0%)	30 (30.6%)	15 (15.3%)	4 (4.1%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	13 (13.3%)
300～500人 未満	16 (100.0%)	4 (25.0%)	6 (37.5%)	1 (6.3%)	2 (12.5%)	2 (12.5%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)
500～1000人 未満	3 (100.0%)	0 -	2 (66.7%)	0 -	0 -	0 -	1 (33.3%)	0 (0.0%)
1000人以上	1 (100.0%)	0 -	0 -	0 -	1 (100.0%)	0 -	0 -	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

3 規模計及び300～500人未満の割合については、小数点以下の処理の関係で100%にはならない。

(6) 県内実雇用率上位企業

<一般企業 実雇用率上位10社…公表について承諾を得た企業について掲載>

企業名	業種名	所在地	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数(人)	実雇用率(%)
株式会社秋田アルス	ゴム製品製造業	八峰町	68.0	25.00
秋田活版印刷株式会社	印刷業	秋田市	42.5	14.12
キングタクシー株式会社	道路旅客運送業	秋田市	47.0	12.77
株式会社鈴木建設工業	総合工事業	東成瀬村	40.0	10.00
社会福祉法人白百合保育園	社会保険・社会福祉・介護事業	秋田市	42.0	9.52
社会福祉法人友遊会	社会保険・社会福祉・介護事業	秋田市	195.0	9.23
株式会社ウッドミル伊藤工業	木材・木製品製造業	秋田市	43.5	9.20
株式会社大森土木	総合工事業	大館市	45.0	8.89
有限会社佐々木化工所	繊維工業	仙北市	57.0	8.77
日貿産業株式会社	繊維工業	横手市	85.5	8.77



## (7) 都道府県別実雇用率等の状況

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.41	0.08	46.0	△4.1	53,875	117,239
北海道	2.64	0.06	49.5	△3.6	2,088	4,218
青森	2.49	△0.06	51.6	△5.4	578	1,121
岩手	2.50	0.08	55.4	△3.8	605	1,093
宮城	2.39	0.10	49.4	△1.7	851	1,724
秋田	2.49	0.09	58.8	△5.4	521	886
山形	2.37	0.06	52.7	△4.6	550	1,044
福島	2.41	0.12	54.8	△2.0	901	1,645
茨城	2.33	0.01	45.6	△5.9	840	1,842
栃木	2.48	0.09	54.0	△4.3	815	1,509
群馬	2.35	0.07	53.2	△3.0	1,003	1,887
埼玉	2.47	0.05	45.5	△4.1	1,844	4,053
千葉	2.40	0.02	47.3	△5.3	1,490	3,150
東京	2.29	0.08	30.5	△3.9	7,626	24,995
神奈川	2.40	0.11	43.7	△2.9	2,409	5,512
新潟	2.45	0.07	55.2	△5.3	1,204	2,182
富山	2.36	0.04	49.4	△6.3	575	1,165
石川	2.61	0.12	52.6	△3.1	666	1,266
福井	2.61	0.03	56.7	△3.4	476	839
山梨	2.37	0.12	57.4	△3.3	405	705
長野	2.47	0.05	54.7	△7.6	1,050	1,918
岐阜	2.53	0.06	53.0	△3.2	950	1,794
静岡	2.43	0.06	51.4	△4.0	1,765	3,433
愛知	2.36	0.08	46.5	△5.0	3,459	7,434
三重	2.52	△0.04	57.6	△4.2	822	1,426
滋賀	2.66	0.14	54.1	△5.2	560	1,036
京都	2.43	0.06	48.7	△5.1	1,059	2,175
大阪	2.44	0.09	41.7	△4.3	3,982	9,543
兵庫	2.47	0.11	47.9	△4.3	1,893	3,948
奈良	3.00	△0.06	60.5	△4.7	454	750
和歌山	2.78	0.07	59.0	△5.3	413	700
鳥取	2.56	0.09	61.1	△3.1	316	517
島根	2.89	0.06	66.3	△3.3	443	668
岡山	2.58	△0.00	50.8	△5.2	872	1,718
広島	2.54	0.06	49.1	△2.9	1,295	2,636
山口	2.77	0.00	54.4	△4.1	562	1,034
徳島	2.42	0.02	57.6	△5.8	323	561
香川	2.31	0.12	55.2	△1.9	535	970
愛媛	2.57	0.06	50.2	△4.5	594	1,183
高知	2.53	0.02	55.7	△7.9	338	607
福岡	2.43	0.05	47.5	△5.0	2,120	4,463
佐賀	2.87	0.07	62.6	△5.3	446	712
長崎	2.88	0.03	57.4	△4.7	652	1,135
熊本	2.59	0.07	53.1	△6.3	779	1,466
大分	2.77	0.05	60.8	△4.4	598	984
宮崎	2.87	0.21	63.5	△2.0	596	939
鹿児島	2.66	0.04	57.2	△3.8	826	1,444
沖縄	3.39	0.15	60.0	△5.1	726	1,209

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

## 2 地方公共団体における在職状況(法定雇用率2.8%(県教育委員会:2.7%))

### (1) 県の機関(法定雇用率2.8%)

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③障害者の数							④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+D×0.5+E×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
秋田県	3	4,641.0	33	5	68	7	0	142.5	3.0	3.07	3	100.0
	(3)	(4,626.0)	(35)	(5)	(67)	(8)	(-)	(146.0)	(8.0)	(3.16)	(3)	(100.0)

[2(1)表の注]

注1 ②欄の「雇用雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員数が職員総数に占める割合を元に算定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に[相当するものとして]しており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
ただし、B欄の「重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。

### (2) 県の教育委員会(法定雇用率2.7%)

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③障害者の数							④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+D×0.5+E×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
秋田県	1	7,236.0	58	0	85	2	0	202.0	9.0	2.79	1	100.0
	(1)	(7,307.0)	(58)	(0)	(77)	(2)	(-)	(194.0)	(13.0)	(2.65)	(1)	(100.0)

### (3) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③障害者の数							④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+D×0.5+E×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
秋田県	46	14,868.5	84	5	246	12	1	425.5	75.5	2.86	40	87.0
	(46)	(14,841.0)	(79)	(8)	(226)	(12)	(-)	(398.0)	(50.0)	(2.68)	(44)	(95.7)

### 3 公的機関の各機関の状況

#### (1) 秋田県の機関の状況（法定雇用率2.8%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
秋田県知事部局	4,144.5	125.0	3.02	0.0	特例認定あり（(3)注2参照）
秋田県公営企業	119.0	4.0	3.36	0.0	
秋田県警察本部	377.5	13.5	3.58	0.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

#### (2) 秋田県教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
秋田県教育委員会	7,236.0	202.0	2.79	0.0	

注 (1)表と同じ。

#### (3) 市町村の機関の状況（法定雇用率2.8%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
秋田市	2,878.5	89.5	3.11	0.0	特例認定あり（注2）
能代市	625.0	18.0	2.88	0.0	
横手市	1,269.5	36.0	2.84	0.0	
大館市	1,353.5	39.0	2.88	0.0	特例認定あり（注2）
男鹿市	281.5	10.0	3.55	0.0	
湯沢市	631.0	18.0	2.85	0.0	特例認定あり（注2）
鹿角市	278.0	7.0	2.52	0.0	
由利本荘市	1,065.0	26.5	2.49	2.5	特例認定あり（注2）
潟上市	269.0	8.0	2.97	0.0	特例認定あり（注2）
大仙市	1,012.0	29.0	2.87	0.0	特例認定あり（注2）
北秋田市	401.5	11.0	2.74	0.0	
にかほ市	377.5	10.5	2.78	0.0	特例認定あり（注2）
仙北市	569.5	16.0	2.81	0.0	特例認定あり（注2）
小坂町	83.0	3.5	4.22	0.0	
上小阿仁村	56.0	1.0	1.79	0.0	
藤里町	74.0	2.5	3.38	0.0	
三種町	236.0	6.0	2.54	0.0	
八峰町	109.0	2.0	1.83	1.0	
五城目町	117.0	3.0	2.56	0.0	
八郎潟町	69.0	2.0	2.90	0.0	
井川町	99.5	5.0	5.03	0.0	
大潟村	69.0	0.0	0.00	1.0	
美郷町	328.5	10.0	3.04	0.0	特例認定あり（注2）
羽後町	167.0	6.0	3.59	0.0	
東成瀬村	81.0	3.0	3.70	0.0	
能代市教育委員会	142.5	5.0	3.51	0.0	
横手市教育委員会	258.0	7.0	2.71	0.0	
男鹿市教育委員会	95.0	2.0	2.11	0.0	
鹿角市教育委員会	85.0	2.0	2.35	0.0	
北秋田市教育委員会	101.5	3.0	2.96	0.0	
三種町教育委員会	92.0	2.0	2.17	0.0	

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
八峰町教育委員会	100.0	2.0	2.00	0.0	
五城目町教育委員会	54.0	1.5	2.78	0.0	
大潟村教育委員会	66.0	1.0	1.52	0.0	
羽後町教育委員会	58.0	2.0	3.45	0.0	
市立扇田病院	63.5	1.5	2.36	0.0	
男鹿みなと市民病院	111.5	2.0	1.79	1.0	
市立角館総合病院	188.5	4.0	2.12	1.0	
市立田沢湖病院	53.0	2.0	3.77	0.0	
市立横手病院	293.5	8.5	2.90	0.0	
市立大森病院	147.0	2.0	1.36	2.0	
町立羽後病院	98.0	2.0	2.04	0.0	
本荘由利広域市町村圏組合	57.5	1.0	1.74	0.0	
能代山本広域市町村圏組合	117.5	5.5	4.68	0.0	
大曲仙北広域市町村圏組合	58.0	3.0	5.17	0.0	
大仙美郷介護福祉組合	128.0	4.0	3.13	0.0	
計	14,868.5	425.5	2.86	8.5	

注1 (1)表と同じ。

注2 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)		
秋田県知事部局	秋田県議会事務局	秋田県人事委員会事務局	秋田県監査委員事務局
秋田市	秋田市教育委員会	秋田市上下水道局	
大館市	大館市教育委員会	大館市立総合病院	
湯沢市	湯沢市教育委員会		
由利本荘市	由利本荘教育委員会	由利本荘市企業局	
潟上市	潟上市教育委員会		
大仙市	大仙市教育委員会	市立大曲病院	
にかほ市	にかほ市教育委員会		
仙北市	仙北市教育委員会		
美郷町	美郷町教育委員会		

(4) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.8%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
公立大学法人 秋田県立大学	296.5	10.0	3.37	0.0	
公立大学法人 国際教養大学	110.0	2.0	1.82	1.0	
公立大学法人 秋田公立美術大学	76.0	2.0	2.63	0.0	
地方独立行政法人 秋田県立病院機構	551.5	15.0	2.72	0.0	
地方独立行政法人 秋田県立療育機構	121.5	3.0	2.47	0.0	
地方独立行政法人 市立秋田総合病院	578.0	14.5	2.51	1.5	R6.11.29 不足数0.0人
計	1,733.5	46.5	2.68	2.5	

【参考】独立行政法人の状況（法定雇用率2.8%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
国立大学法人 秋田大学	1,670.5	43.0	2.57	3.0	R6.10.17 不足数0.0人

注1 (4)及び【参考】における①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数は、常用雇用労働者数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注2 (1)表の注2,3と同じ。